

「平成 29 年版 源泉徴収のあらまし」の正誤表

253 頁の〔非居住者に対する課税関係の概要〕の表に一部誤りがありますので、訂正いたします。ご利用に当たってはご注意ください。

(注) 下線 部分は、訂正箇所を示します。

正				誤							
(表 2) 【非居住者に対する課税関係の概要】				(表 2) 【非居住者に対する課税関係の概要】							
所得の種類 (所法161①)	非居住者の区分 (所法164①)	恒久的施設を有する者		恒久的施設 を有しない 者 (所法164①二)	源泉 徴収 (所法 212① 213①)	所得の種類 (所法161①)	非居住者の区分 (所法164①)	恒久的施設を有する者		恒久的施設 を有しない 法人 (所法164①二)	源泉 徴収 (所法 212① 213①)
		恒久的施設 帰属所得 (所法164①一イ)	その他の 国内源泉所得 (所法164①一ロ)					恒久的施設 帰属所得 (所法164①一イ)	その他の 国内源泉所得 (所法164①一ロ)		
(事業所得)		【課税対象外】			無	(事業所得)		【課税対象外】			無
① 資産の運用・保有により生ずる所得 (所法161①二) ※下記⑦～⑯に該当するものを除く。	【総合課税】 (所法161①一)	【総合課税(一部)(注2)】			無	① 資産の運用・保有により生ずる所得 (所法161①二) ※下記⑦～⑯に該当するものを除く。	【総合課税】 (所法161①一)	【総合課税(一部)(注2)】			無
② 資産の譲渡により生ずる所得 (〃 三)					無	② 資産の譲渡により生ずる所得 (〃 三)					無
③ 組合契約事業利益の配分 (〃 四)		【課税対象外】			20.42%	③ 組合契約事業利益の配分 (〃 四)		【課税対象外】			20.42%
④ 土地等の譲渡対価 (〃 五)	【源泉徴収の上、 総合課税】 (所法161①一)	【源泉徴収の上、総合課税】			10.21%	④ 土地等の譲渡対価 (〃 五)	【源泉徴収の上、 総合課税】 (所法161①一)	【源泉徴収の上、総合課税】			10.21%
⑤ 人的役務の提供事業の対価 (〃 六)					20.42%	⑤ 人的役務の提供事業の対価 (〃 六)					20.42%
⑥ 不動産の賃貸料等 (〃 七)					20.42%	⑥ 不動産の賃貸料等 (〃 七)					20.42%
⑦ 利子等 (〃 八)					15.315%	⑦ 利子等 (〃 八)					15.315%
⑧ 配当等 (〃 九)					20.42%	⑧ 配当等 (〃 九)					20.42%
⑨ 貸付金利子 (〃 十)	【源泉徴収の上、 総合課税】 (所法161①一)	【源泉分離課税】			20.42%	⑨ 貸付金利子 (〃 十)	【源泉徴収の上、 総合課税】 (所法161①一)	【源泉分離課税】			20.42%
⑩ 使用料等 (〃 十一)					20.42%	⑩ 使用料等 (〃 十一)					20.42%
⑪ 給与その他の人的役務の提供に 対する報酬、公的年金等、退職手当等 (〃 十二)					20.42%	⑪ 給与その他の人的役務の提供に 対する報酬、公的年金等、退職手当等 (〃 十二)					20.42%
⑫ 事業の広告宣伝のための賞金 (〃 十三)					20.42%	⑫ 事業の広告宣伝のための賞金 (〃 十三)					20.42%
⑬ 生命保険契約に基づく年金等 (〃 十四)					20.42%	⑬ 生命保険契約に基づく年金等 (〃 十四)					20.42%
⑭ 定期積金の給付補填金等 (〃 十五)					15.315%	⑭ 定期積金の給付補填金等 (〃 十五)					15.315%
⑮ 匿名組合契約等に基づく利益の分配 (〃 十六)					20.42%	⑮ 匿名組合契約等に基づく利益の分配 (〃 十六)					20.42%
⑯ その他の国内源泉所得 (〃 十七)	【総合課税】 (所法161①一)	【総合課税】			無	⑯ その他の国内源泉所得 (〃 十七)	【総合課税】 (所法161①一)	【総合課税】			無